

ドイツにおける高等教育質保証の一側面 システムアクレディテーション適合大学における 外部者の関与を巡って

松坂 顕 範

公益財団法人大学基準協会
評価研究部企画・調査研究課長

[キーワード] 内部質保証、外部評価、アクレディテーション、自律性、客観性

ドイツの質保証の一側面を明らかにしようとするものである。

はじめに

欧州高等教育圏創設を目指すボローニャプロセスの始動から20年余になる。当該プロセスは質保証も重要な柱とするが、ドイツにおけるアクレディテーションはほぼ歩調を同じくして展開してきた。1990年代後半に導入されて以降、幾度かの改革を重ねつつ、アクレディテーションは学位プログラム (Studiengang) の質保証手段として重要な機能を果たしてきている。

ところで、後に詳しく触れるが、内部質保証を対象に評価・認定するシステムアクレディテーションが一定の広がりを見せている。質保証の重点が大学内部にシフトしつつある状況ともいえるが、一方で忘れてならないのは、アクレディテーションの持つ公共的意味合いである。すなわち、それは時として学位プログラムの法的正当性にも直接関わる重大性を持つ。そうしてみれば、質保証の重点が大学内部にシフトしつつある状況であっても、決して内に閉じたものであってはならないはずであり、外部というものをどう意識し客観性・中立性を担保するかが問われるべきであろう。特に、学位プログラムを評価し適否を判断するプロセスが誰にどう担われているのかには大きな関心が寄せられてよい。本稿はシステムアクレディテーション適合校における内部質保証過程への外部者の関わりを中心にしながら、アクレディテーション制度下における

I. アクレディテーションの制度と展開

大学における質保証の実際に目を向ける前に、ドイツにおけるアクレディテーションについて簡単に触れておきたい。なお、制度の概要については、すでに我が国でも少なからぬ紹介事例がある⁽¹⁾。そのため、紙幅に制限のある本稿では、主にシステムアクレディテーションを中心に確認しておく。

ドイツにおいてアクレディテーションは主に2類型あり、個々の学位プログラム単位に行われるプログラムアクレディテーション (Programmakkreditierung) と、内部質保証に着目するシステムアクレディテーション (Systemakkreditierung) がそれである⁽²⁾。前者は1999年から、後者は2008年から行われている。もともと、両者は、プログラム評価と機関別評価として全く位相を異にした別物でない⁽³⁾。ともに学位プログラムの質保証を目指す点で同じであり、大学はどちらを選んでもよい。システムアクレディテーションで適合認定を得ると、すでに当該大学の内部質保証の対象となった学位プログラムは適合の扱いとなり、またその後も自前で学位プログラムの適合認定を行える (MRVO, § 22 (4) 2; ACQUIN 2019, p.7)。

このシステムアクレディテーションの導入は、内部質保証への関心や自律性の強調といった理想的背景を持つことは当然だが、それだけでないことに注意を要する。むしろ、多分に「コスト」という実際的な問題へ

表1 システムアクレディテーションの実施状況

	適合格校数 (A)	(A) / 適合格校総数	大学数 (B)	(B) / 大学総数	適合認定率 (A) / (B)
総合大学	40	(43.0%)	106	(24.7%)	37.7%
専門大学	47	(50.5%)	218	(50.8%)	21.6%
教育大学・神学大学	4	(4.3%)	22	(5.1%)	18.2%
音楽大学・芸術大学	1	(1.1%)	53	(12.4%)	1.9%
行政職大学 (Verwaltungshochschule)	0	(0.0%)	30	(7.0%)	0.0%
その他	1	(1.1%)	-	-	-
計	93	(100.0%)	429	(100.0%)	21.7%

[注] ・適合格校数は、アクレディテーション評議会 (Akkreditierungsrat) のデータベース (Zentrale Datenbank akkreditierter Studiengänge und systemakkreditierter Hochschulen) による。なお、不適合格校数は、同データベース上で明らかでない。
 ・大学数は、ドイツ連邦統計局 (Statistisches Bundesamt) のデータによる (2018/19年冬学期)。
 ・いずれも2020年2月18日アクセス。

の解決策だった面がある。学位プログラムごとに全てを評価し認定するのは、大学・評価機関双方に多大なコストを要することだが、その点への課題認識の高まりが、より低コスト (ressourcenschonend) なものとしてシステムアクレディテーションをもたらした一面は看過しえない (KMK 2004, Ziff.4; KMK 2005, p.5)。

では、システムアクレディテーションを選択する大学はどの程度の数に上るのか。表1は、現在の状況をまとめたものである。

導入5年後の段階で認定大学は6校のみだったので (Akkreditierungsrat 2012, p.2)、しだいに大きく数を増したことになる。また、この表から分かるのは、今や総合大学 (Universität) の4割近くがシステムアクレディテーションを選択していることである。一方、専門大学などは、数こそ少なくないが、認定率でみると総合大学と明らかな開きがある。およそ10年前に行われた調査でも同様の結果が見られるが⁽⁴⁾、比較的に規模が小さく学位プログラム数の少ない専門大学等にあっては、あまり受審・認定は進んでいない。内部質保証の整備や受審にかかるコストがその目立った理由として考えられるが (HRK 2010, p.22; Grimm 2011, p.31)、裏返せば、規模の大きな大学にとっては学位プログラム単位で認定を受けるよりも有利と判断され、一定の志向性が見られるのが現況だといえよう。

なお、教育、学術分野は州の管轄事項となっているドイツにあって、アクレディテーションの法的基礎は、いささか複雑である。全国レベルの法制として、各州間の協定という形をとったものがあり⁽⁵⁾、それを前提に各州それぞれの法律や規則がある。各州ともアクレディテーションの受審を法的に規定するが、州によってはさらに、認可の要件とするなど学位プログラムの法的正当性に直接関わることにもなっている⁽⁶⁾。

II. 個別大学の事例

さて、システムアクレディテーション適合格校では、プログラムアクレディテーションの受審に代えて実際にどのようなことがなされ、そこに外部者は関与しているのか。2つの大学に事例を探ってみる。

1. マインツ大学

ラインラント＝プファルツ州に所在するマインツ大学 (Johannes Gutenberg-Universität Mainz (JGU)) は、中世に起源を持つ総合大学の1つで、創設は1477年である。法学・経済学部をはじめとした10の学部 (Fach)⁽⁷⁾ と、音楽・芸術に関する2の分科大学 (Hochschule) を抱える大規模校で、学生数は31,967人 (2019年9月) (JGU 2019) である。内部質保証に関しては、「マインツモデル」(Mainzer Modell) として

早くから取り組み、最も初期にシステムアクレディテーション適合認定を受けている⁽⁸⁾。では、教育に係る質保証、とりわけ、プログラムアクレディテーションが担っていた学位プログラムごとの質保証について、それはどのように内部化され、外部者は関わっているのか。

学位プログラムの立ち上げやその継続に関わる審査手続を、マインツ大学では文字通りアクレディテーションと呼んでいる(JGU 2018, p.2)。プログラム立ち上げ時と、継続に関わる場合とでは手続が異なるが、何れでも中心的役割を担うのは、「質保証・質向上センター」(Zentrum für Qualitätssicherung und -entwicklung (ZQ))という学内組織である。ZQは大学の執行部に直属する組織の1つであり、専門的な知見を持つ専任のスタッフがこれを構成している⁽⁹⁾。そもそもマインツ大学は中世に起源をもつ大学であることもあり、学部代表の教授等からなる評議会(Senat)が教学事項に強い権限を持ってきている。一方で近年は、「助言機能を有する執行部」がそうした古典的要素と結合し、執行部権限を強めた「統合的」なガバナンスを展開しているとされる(JGU 2018, p.5)。ZQはこの「助言機能」にあたる一例であり、この意味で枢要な機能が期待された組織である。

新規の学位プログラムの立ち上げにあっては、まず各学部が設置構想を練り、それを執行部とやり取りしながら固めていく。設置構想が固まって後、各学部はカリキュラム設計や試験制度の具体化を行い、それを執行部に提出する(JGU 2018, pp.22-26,34-36)。この段階までが準備段階であり、アクレディテーション手続はその後に始まる。手続はZQのもとで行われ、適合認定するか否かの判断ももっぱらZQによる。判断に用いられる基準は大学オリジナルのものであり、基準はグーテンベルク教員会(Gutenberg Lehrkolleg (GLK))という、榮譽的な立場から学長の諮問に応じたり学内の褒賞決定を行ったりする組織⁽¹⁰⁾によって作られる(JGU 2018, p.38)。

このように見ると、認定可否の判断までに全く外部者の関与余地はないかのようなのだが、外部者の関与、端的にいうと外部評価の機会は一形式で確保されて

いる。ZQによって進められる手続そのものの中にはないが、その前提をなす学部の準備作業段階で、外部者による「構想評価」(Konzeptbewertung)を受ける機会が用意されている。もっとも、外部者による構想評価を受けるか否かは事案によって異なるようであり、また、外部者を「助言者」(Berater)を表現している場合もあるなど、助言的に意見を聞く意味合いが強いと解される(JGU 2018, pp.25,26)。なお、構想段階で外部者の構想評価を受けていない場合、ZQはその手続の中で外部者の意見(Gutachtung)を追加的に聞くということになっており(JGU 2018, p.38)、何らかの形で外部者の関与を得る設計ではある。

学位プログラムの継続に係る再アクレディテーション(Reakkreditierung)は、日常的な質保証の営為、例えば学生による授業評価や卒業生調査、FD(Personalentwicklung und didaktische Weiterqualifizierung)などを前提に行われる(JGU 2016, pp.48-65)。ZQは、対象となるプログラムを持つ学部から、日常的な質保証の実績を、前回アクレディテーション以後に生じた変更点の概要とともに文書として受け取り、その内容が外部のアクレディテーションの要件に適合しているか否かをチェックして、判断を下す(JGU 2016, pp.70-71)⁽¹¹⁾。この再アクレディテーションの過程でも外部者の関与は制度化されている。もっとも、その機会は限定的といえる。すなわち、学位プログラムに大幅な変更が予定されている場合に限られ、このことは柔軟性の確保であると説明される(JGU 2016, p.68)。なお、外部者による評価(Begutachtung)は、外部者と学部の関係者が直接に面と向かって行うものと、文書回送によって行うものとの2つの場合があり、いずれのかたちをとるかはZQが決める。

2. デュースブルク＝エッセン大学

デュースブルク＝エッセン大学(Universität Duisburg-Essen (以下「UDE」という。))は、早くからシステムアクレディテーションを意識して内部質保証に取り組んできており、また、質保証に係る学内のハンドブックを一般公開しているためその詳細が分かりやすい。UDEは、ノルトライン＝ヴェストファーレ

ン州に所在し、人文学部をはじめ文・理・医にわたる11学部 (Fakultät) を抱える総合大学である (学生数42,294名 (2018年)) (UDE 2019)。現在の形になったのは2003年であり比較的新しいが、その淵源は、いくつかの専門大学などであり伝統大学ではない。

マインツ大学との比較も念頭に、学位プログラムの立ち上げや事後評価に関わる活動を確認したい。マインツ大学と同様に、UDEでもアクレディテーション、再アクレディテーションと呼ばれる手続がある。手続の中心を担うのは、マインツ大学同様に専門の学内部局である。大学発展企画部 (Dezernat Hochschulentwicklungsplanung (Dez.HSPL)) と呼ばれるその組織は、教学事項に関わる執行部の決定や学部によるその実施にあたり支援を行うものとされ、FDや教学アンケートの実施などを担う大学・質発展センター (Zentrum für Hochschul- und Qualitätsentwicklung (ZfH)) とともに、内部質保証の要として役割を担う (UDE 2016, pp.11,12)。学位プログラムの新規立ち上げにあっては、学部による基本構想作りと、試験規則やモジュールハンドブック等の具体化作業を経てアクレディテーションの手続となる。学部による一連の作業を経て提出された資料をDez.HSPLが大学独自のマトリクス⁽¹²⁾を用いて審査し、適合認定するか否かを判断する (UDE 2016, pp.31-32)。

こうした純粹に学内手続として進行するアクレディテーションであるが、外部者の関与余地もある。ただし、マインツ大学と比べより非公式的であり、構想の立案時などに学部が随意で外部者の意見を聞くことは可能であるとされるにとどまっている (UDE 2016, p.32)。学部による準備作業段階であるということ、そして意見を聞く対象であって制度的に一定の影響力を保障されているのでないというあり方に照らせば、適合認定の可否に及ぶ影響は、間接的である。

再アクレディテーションは、通常6年をサイクルとして行われる。そもそもUDEにおいては、学位プログラムごとの点検・評価がルール化されている。1年を単位として毎年行うものは科目レベルであり、また、授業評価の結果などを含むデータを用い、当該学部の教員や学生などが会合⁽¹³⁾を通じて議論すること

が中心のものである。6年に一度は、この点検・評価をさらにプログラム単位で実施するものだが、主にこの6年ごとの点検・評価を踏まえ、再度認定するか否かが執行部によって決せられる (UDE 2016, pp.34-35)。学部によって点検・評価の過程に外部者の参与を得た例は見られるが⁽¹⁴⁾、制度的に予定されたものではなく、その意味で学部の任意である。

3. 機関評価

このように、両大学とも外部者はアクレディテーションの結果に直接に影響を持つ形では関与せず、特にUDEの場合関与の程度は相対的に弱い。しかし、こうした弱さは別な形でも外部者による評価がなされている半面でもあるだろう。2つの大学ともに機関評価 (institutionelle Evaluation) という評価が行われ、重要な一面をなしている。この評価は、各部局が大学執行部と取り結ぶ目標協定 (Zielvereinbarung) に関連して行われているもので、目的としては学位プログラムの吟味それ自体ではない。また、目標協定を行う組織・プロジェクトは全て評価対象であり、学部のみならずその義務があるのではない。

両大学とも機関評価は内部評価と外部評価からなっているが、評価の争点と外部者の関わり方については、違いがある。まずマインツ大学である。機関評価ということもあり、評価は組織 (Organisation) を対象とするとされ、学位プログラムという単位ではない (JGU 2018, p.30)、そこでは、活動遂行に十分な組織体制であるかどうかが問われ、それを、強み/弱みの自己分析や様々な数量的データ、また組織内の構成員との対話による質的分析を基礎に評価する (JGU 2018, p.31)。この意味で、第一義的には学位プログラム内容を立ち入って点検することを予定したものでない。外部者は、内部評価 (自己評価) の結果をまとめた報告書をもとに学部の教職員や学生と面談するスタイルで評価を行い、その結果を提示する。結果は、学部長と執行部が目標協定を取り結ぶ折衝の中で、内部評価の結果とあわせ活用されるとされ、決定にとって一定の重みがある (JGU 2018, p.31)。もちろん、折衝過程での活用であって、外部評価を含む評価結果と最終決定

とは、直接の影響関係にない。

一方のUDEであるが、同大についても学部という組織を全体で評価するという点はマインツ大学と同様である。異なるのは、評価対象は学位プログラムと教育及び試験の実施体制であるとされ (UDE 2016, p.43)、学位プログラム単位に目が向けられる点である。そこでは実際の教育が当該プログラムの目標に適合しているかどうかが着眼点となる (UDE 2016, p.36)。場合によっては、先に触れた学位プログラム単位の点検・評価に関わる資料を参照するなどより仔細に教育の内容に立ち入るとされ (UDE 2016, p.36)、アクレディテーション手続に準ずるチェックがかけられているといえる。外部評価にあって、評価者は、書面評価と実地調査に基づいて、提言 (Empfehlung) を含む評価結果をまとめる (UDE 2016, pp.44,45)。この提言はそのまま義務的・拘束的なものでなく、必要な措置は学部が検討し、最終的には学部と大学執行部、Dez.HSPLの間で話し合って決める (UDE 2016, p.45)。

なお、外部評価の評価者は、両大学とも学部などの被評価側で人選し、ZQ (マインツ大学) あるいは執行部 (UDE) が決定するが、評価者の構成や属性には一定のルールがあり、客観性を担保しようとしている⁽¹⁵⁾。

Ⅲ. 傾向と特質

1. 2大学の特質

教育事項に及ぶ評価という意味では、Ⅱに取り上げた2大学とも学内アクレディテーション手続以外の方法があわせて取られており、それによって質を複合的に担保しようとしているといえる。アクレディテーションの手続ではなく、機関評価における外部評価こそが、外部者の目を入れる機会だと捉えられている面も少なくはない (例えば、UDE 2016, p.43)。

もっとも、総じて見てプログラムアクレディテーションで行われていたものと比べ、外部者の位相にはいささか違いがある。同アクレディテーションにおいては、教育目標や教育資源、組織のほか、教育内容の水準が外部者に評価され適否の判断まで至る (HRK 2018, p.9)。ドイツでは、制度上評価者が直接に適否認定するのではないが⁽¹⁶⁾、それでも、評価者による

評価は適否判断に大きく影響する。対して上に見た2つの大学では、関与度に違いはあれ、外部者は、まず、学内アクレディテーション手続において助言者として関わる面が大きく、少なくとも適否認定と直接的な影響関係にない。また、機関評価における外部評価も、特にマインツ大学にあっては学位プログラムを直接に対象としたものではなく、学位プログラムそれ自体の質保証という目で見れば、間接的な形態だともいえる。

2. 一般的な傾向と特質

以上に引いた2大学は、いずれも公立・総合大学であるという共通項を持つが、その意味で必ずしもドイツの大学を代表するものと言えない。より広く状況を確認しておく必要がある。

Beise & Braun (2018) は、システムアクレディテーション適合大学を20校抽出し、学位プログラムの質保証においてどのような評価体制が取られ、そこで外部者はどの範囲・権能で関与しているかを文献分析によって整理し類型化している⁽¹⁷⁾。それによるならば、類型は表2の通りとなる。

ここで「評価」と言われる場合、学内のアクレディテーション手続だけでなく、目標協定に関わる評価も含まれているが、先に見た2大学などは、類型③に該当するといえよう。いずれにしても、評価の実施体制と外部者の関与形態は大学間で一律でなく、様々であることがこの整理から分かる。より立ち入って見れば、まず、評価の体制が外部者だけからなる事例はごく限られており、学内者とともに参与、あるいは学内者が中心となって行われているものが多いと理解される。また、外部者は拘束力のある勧告権を持つ場合もある一方、助言者的な立場で関わる例も広く見られるパターンである。実際に、外部者が認定の可否に直接的な影響を有する立場というより、助言者として立ち現れるという例は、マインツ大学やUDE内で行われるアクレディテーション手続でも見られた。Beise & Braunはその整理を踏まえ、総じて、プログラムアクレディテーションに比べ外部者が学位プログラムの形成に与える影響は縮小しているということ、また、当

表2 評価体制、外部者関与の類型

類型	様態	事例が見られる大学種
類型①： 既存ないし新規設立の全学的な教学委員会によって評価を実施するタイプ	評議会や大学執行部に対し、教育事項の諮問に応じる(beraten)する位置づけ。 学外者は評価結果を文書で提出するのみで、決定権を有さないのが通常(したがって、拘束力のある勧告をなし得ない)。	総合大学
類型②： 学位プログラムごとに設けられた評価委員会に評価を委嘱するタイプ	①全て学外委員で構成する場合、 ②学内者と学外者とが参与する場合、 ③全て学内者(ただし評価対象の学位プログラムには関わらない者)で構成する場合の3パターン。 拘束力のある勧告権を有する場合もある。	総合大学、 専門大学
類型③： 質保証関係の中心部局を設けて評価を実施するタイプ	質保証の中心部局が評価を実施。学外者による見解(gutachterliche Stellungnahme)はその一環で考慮。 大学によっては、教育内容の包括的な変更の場合に限って参与。	総合大学
類型④： 学外者、学生・卒業生や学内責任者(Studiengangverantwortliche)からなる助言組織(Beirat)に評価を委嘱するタイプ	「批判的友人」(critical friends)として助言的な立場で関与。 評価者の選定にあたっては、評価を受ける学部が高い関与余地あり。	総合大学、 専門大学

(Beise & Braun 2018, Table 2 (一部補正))

然にその反比例として大学執行部の持つ影響力や学位プログラムの形成にあって学部の持つ行為余地が拡大しているということに意を留める(Beise & Braun 2018, p.37)。

ところで、ドイツでは大学が行う質保証活動への外部者の関与は法定である。先に見たアクレディテーションを基礎づける全国的法令は、アクレディテーションのための「形式基準」と「専門的・内容的基準」(fachlich-inhaltliche Kriterien)を定めるというかたちをとって、事実上の大学設置基準としての意味も持ち合わせている。そこでは、大学の内部質保証も規定され、外部者の関与についても一定のルールがある。ただし、内部関係者については、「参与」(Beteiligung)が必要といわれる一方、外部者については「取入れ」(Einbeziehung)という緩やかな定めとなっている(MRVO § 17 (1) 1)。また、学位プログラムの外部評価についても義務付けるが、決定権の行使など細かな態様には触れられておらず(MRVO § 18 (1) 1)、形態については任意性が高い⁽¹⁸⁾。システムアクレディテーションも基本的にはこの法定ルールの上に行われるが、この限りにおいて、上述の多様性はそれ自体問

題とされるものでなく、また、こうした法的環境などが様々な在り方を生むことにつながっている。

IV. 自律・他律、客観性—まとめ—

以上、2大学を事例としつつ、システムアクレディテーション適合格における内部質保証過程、とりわけ学位プログラムの評価や適否判断への外部者の関わりを見てきた。ここからどのような所見を導くべきだろうか。

2大学の例からもいえるが、プログラムアクレディテーションに比べれば、学位プログラムの評価・認定への関わりは、限定的あるいは間接的であり、位相を異にしている。助言者としての関与の例は多く、UDEでも見られたように外部者の関与が薄い中で認定の可否が決せられることもある。内部者が中心となる事態は、質保証の第一義的な主体は他に俟つまでもなく大学自身であるという本来の趣旨からいって一面では自然であり、内部質保証という観念が当然に帰結するところである。また、質保証に係るコスト問題は、先にも少しばかり確認されたが、必要以上に複雑な機構化、形式化を行わないことも持続可能性の面で

重要なことと考える。

他面、これには客観性に関わる問題を投げかけうる両義性も指摘できよう。プログラムアクレディテーションは、学位プログラムを直接的に外部者が評価・適否判断をするものだが、それだけに、他律的・コントロール的とされてきた。また、多分に形式的であるともされ、こうしたことから反発も存在してきた(Reuke 2014, p.39; Abele 2018, p.55)。もちろん、こうした反発は全面的にアクレディテーションの内容や方法等それ自体に由来するものではなく、並行して進んだガバナンス改革なども影響してのことである⁽¹⁹⁾。そうとはいえ、内部質保証体制の構築とシステムアクレディテーションの選択は、こうした反発を背景に持つ面も大きく、外部からの離反(Abkehr)という性質があることにも留意が必要である⁽²⁰⁾。仮に、他律への反発、離反があまりにも意識され、外部者の目を介する機会があまりに限定的、間接的、例外的になるとすればどうであろうか。先に触れたように、ドイツにおいて適合認定された学位プログラムであるか否かは、法的に大きな違いを生じさせることにもなる。また、制度導入当初を振り返り、アクレディテーション導入が目的としたことの1つが透明性(Transparenz)の確保にあったことも考え合わされてよい(KMK 1998, 1)。こうしたことのために外部者のチェックを入れようとしたのが、質保証のドイツ的な文脈である⁽²¹⁾。

今日、各大学は様々な取り組みをしている。例として取り上げた2つの大学では、例えば学内アクレディテーションの手続以外にも外部評価の機会が持たれ、そこでは評価者選任手続をルール化するなど客観性を確保する試みもみられる。「外部」の問題は評価の問題に極まらず、情報公開など様々な要素の総合とはいえ、内部質保証重視のもと悪くすれば客観性の問題も生じてくる。自律と他律、内部と外部の相克の中で質保証の揺らぐことはよくあることだが、ドイツにおける高等教育質保証はいま、あらためて客観性担保のあり方を問い、持続可能な姿を模索すべき状況にあるといえよう。

【脚注】

- (1) 例えば、坂野2009、木戸 2011; 2016、NIAD-UE 2014など。
- (2) なお、これらによらない例外的な代替手続の道もある(Studienakkreditierungsstaatsvertrag, Art.3 (1) 3)。
- (3) 制度導入から約5年の経験を経た段階で、機関別アクレディテーション(institutionelle Akkreditierung)の導入も検討された。しかし、学位制度等の転換期にあってはプログラム単位で評価・認定を行うことが適当とされ、この案に代えて、学位プログラムごとに行う評価・認定の一変種としてシステムアクレディテーションが導入された(KMK 2005, p.6)。
- (4) 母数が異なるので単純比較はできないが、ドイツ学長会議(Hochschulrektorenkonferenz)が加盟大学に対して行った調査によると、2年以内にシステムアクレディテーション受審を考えている大学は、総合大学33.8%、専門大学14.9%で、逆にこれを考えていない大学は、それぞれ35.1%と48.3%であった(HRK 2010, pp.21-22)。
- (5) 「アクレディテーション州間協定」(Studienakkreditierungsstaatsvertrag)と通称されるStaatsvertrag über die Organisation eines gemeinsamen Akkreditierungssystems zur Qualitätssicherung in Studium und Lehre an deutschen Hochschulenと、その細目を定めた枠組令たるMusterrechtsverordnung gemäß Artikel 4 Absätze 1-4 Studienakkreditierungsstaatsvertrag (MRVO)が主なものである。
- (6) 例えば、ノルトライン＝ヴェストファーレン州の高等教育法においては、学位プログラムを動かす前提条件として、適合認定を得るものとされている(NRW HG, §7 (1))。一方、バイエルン州などでは、州法にそのような規定を欠く(BayHSchG, Art.10 (4) 1)。
- (7) Fachを便宜的に学部と訳したが、基本的に教員の所属単位であり、わが国における学部とは異なって学位プログラムとイコールではない(通常、複数の教育プログラムを抱えている)。

- (8) モデルプロジェクト段階からの経緯は、Fähndrich 2009に詳しい。
- (9) 構成は、ZQウェブサイト参照 (<https://www.zq.uni-mainz.de/ueber-uns/team/>)
- (10) 構成者は、州の教育賞 (Landeslehrpreis) の受賞経験がある学内の優れた教員と、学生代表とされる (JGU 2018: p.14)。
- (11) 2019年12月27日時点でウェブ上で参照できる学内ハンドブックは、2018年4月版のものだが、そこではその当時妥当していたアクレディテーション基準が具体的に挙げられている (JGU 2018: p.71)。
- (12) 「アクター・基準マトリクス」(Akteur-Kriterienmatrix) と呼ばれる (学外非公開 (2020年1月27日時点))。
- (13) 質協議会 (Qualitätskonferenz) と呼ばれる。
- (14) 人文学部 (Fakultät für Geisteswissenschaften) において、3人の外部者に「批判的友人」(critical friends) として参与を求めた例などが確認される (<https://www.uni-due.de/apps/rss.php?db=geswi&id=646> (2020年2月11日閲覧))。
- (15) 例えば、同一州から評価者を任用できないといった規則が両大学ともある (JGU 2018 p.32; UDE 2019, p.2)。
- (16) ドイツでは、評価機関と適合認定機関は別であり、前者については複数の評価機関が、後者については一元的にアクレディテーション評議会が担っている。
- (17) 内訳は、総合大学10、専門大学10、公私比率は16:4である。文献分析は、システムアクレディテーション時の大学作成文書類や評価手続中で示された評価者の見解、そして内部質保証に係る学内文書に基づいている。
- (18) 注(6)で参照した2つの州法でも、細かな規定はない。
- (19) ドイツでは、1990年代後半からNPM的な発想に立つ大学のガバナンス改革が行われてきたが、そこでは学長等の中央部の権限強化等といったことが特徴となっていた。Kaufmann (2012) は、こうした状況を踏まえつつ大学内の各階層でのアクレディテ-

- ションの受け止めを実証的に明らかにしているが、総じて教育研究に関する自律性が縮小したと受け止める末端の教員層にアクレディテーションへの反発が強く、逆に執行部は、学部等に対する新たなマネジメント手段としてこれを歓迎する面も見せており、「反発」の様相は単純ではない (Kaufmann 2012, pp.161-216)。
- (20) Beise & Braun も、文献分析に加え大学関係者へのインタビュー調査を行い、他律性からの離反やコスト削減が主要な動機だったことを明らかにしている (Beise & Braun 2018, pp.34,37)。
- (21) システムアクレディテーションにおいて、外部者の属性や関与の手續的不明確性などを理由に改善義務付き適合認定 (Akkreditierung mit Auflage) となったケースも少なからず見られる。例えば、ACQUIN, 2015; 2016; 2018。

【参考文献】

- 木戸裕, 「ボローニャプロセスと高等教育の質保証—ドイツの大学を巡る状況を中心に—」, 『大学教育質保証の国際比較』広島大学・高等教育研究開発センター編, 2011年, 25-65頁
- 木戸裕, 「各国における大学評価の動向」, 『大学評価の体系化』大学基準協会監修 高等教育のあり方研究会・生和秀敏編, 東信堂, 2016年, 190-197頁
- 坂野慎二, 「ドイツにおける高等教育の質保証」, 『高等教育質保証の国際比較』羽田貴ほか編, 東信堂, 2009年, 155-176頁
- 大学評価・学位授与機構 (NIAD-UE), 『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 ドイツ』, 大学評価・学位授与機構, 2014年
- Abele, C., „Auswirkungen der Systemakkreditierung Kontinuierliche Qualitätsentwicklung oder doch nur „alter Wein in neuen Schläuchen“? Das Fallbeispiel der Universität Konstanz,“ *Qualität in der Wissenschaft* 2018 2+3, 2018, pp.51-57.
- Das Akkreditierungs-, Zertifizierungs- und Qualitätssicherungs-Institut (ACQUIN), *Akkreditierungsbericht Systemakkreditierungsverfahren an der*

- Friedrich-Schiller-Universität Jena*, Bayreuth: ACQUIN, Veröffentlichung: 30. Juni 2015.
- Das Akkreditierungs-, Zertifizierungs- und Qualitätssicherungs-Instituts (ACQUIN), *Akkreditierungsbericht Systemakkreditierungsverfahren an der Technische Universität Dresden*, Bayreuth: ACQUIN, Veröffentlichung am: 15. April 2016.
- Das Akkreditierungs-, Zertifizierungs- und Qualitätssicherungs-Instituts (ACQUIN), *Akkreditierungsbericht Systemakkreditierungsverfahren an der Ostbayerische Technische Hochschule Amberg-Weiden*, Bayreuth: ACQUIN, Veröffentlichung: 15. Mai 2018.
- Das Akkreditierungs-, Zertifizierungs- und Qualitätssicherungs-Instituts (ACQUIN), *Handreichung für den Selbstbericht in Verfahren der Systemakkreditierung (Stand: Augst 2019)*, Bayreuth: ACQUIN, 2019.
- Akkreditierungsrat, *Zentrale Datenbank akkreditierter Studiengänge und systemakkreditierter Hochschulen* (Web). (<https://antrag.akkreditierungsrat.de/>). 2020年2月18日アクセス
- Akkreditierungsrat, *Bericht des Akkreditierungsrates zur Auswertung der ersten Erfahrungen mit der Systemakkreditierung*, Akkreditierungsrat: Bonn, 2012.
- Beise, A. S. & Braun, E., „Systemakkreditierung zwischen Rechenschaftslegung, Steuerung und Qualitätsentwicklung: Befunde zu Zielen und Instrumenten der Hochschulen aus zwei qualitativen Studien,“ *Qualität in der Wissenschaft* 2018 2+3, 2018, pp.31-39.
- Fähndrich, S., „Das Modellprojekt an der Johannes Gutenberg-Universität Mainz,“ *Mainzer Beiträge zur Hochschulentwicklung* Bd. 15, pp.5-41, 2009.
- Der Freistaat Bayern, *Bayerisches Hochschulgesetz* (BayHSchG) vom 23. Mai 2006. ([https://www.gesetze-bayern.de/Content/Document/BayHSchG/true](https://www.gesetze-bayern.de/Content/Document/BayHSchG>true)) (2020年2月12日アクセス)
- Grimm R., „Es geht nicht um weniger Qualitätssicherung, sondern es geht um besser geeignete und angemessene Verfahren. (QiW im Gespräch mit Professor Dr. Reinhold R. Grimm, Vorsitzender des Akkreditierungsrates),“ *Qualität in der Wissenschaft* 2011 2, 2011, pp.30-32.
- Hochschulrektorenkonferenz (HRK), *Wegweiser 2010 Qualitätssicherung an Hochschulen. Beiträge zur Hochschulpolitik 8/2010*, Bonn: HRK, 2010.
- Hochschulrektorenkonferenz (HRK), *Leitlinien zu der Benennung von Gutachterinnen und Gutachtern und der Zusammenstellung von Gutachtergruppen für Akkreditierungsverfahren*, Bonn: HRK, 2018.
- Johannes Gutenberg-Universität Mainz (JGU), *Handbuch Qualitätssicherung und Qualitätsentwicklung zur Einrichtung und Weiterentwicklung von Studiengängen an der Johannes Gutenberg-Universität Mainz* (Stand: April 2018), Mainz: Johannes Gutenberg-Universität Mainz, 2018.
- Johannes Gutenberg-Universität Mainz (JGU), *Johannes Gutenberg-Universität Mainz in Zahlen*, Mainz: Johannes Gutenberg-Universität Mainz, 2019. (https://universitaet.uni-mainz.de/files/2019/09/JGU-in-zahlen_2019-09.pdf) (2020年1月27日アクセス)
- Kaufmann, B., *Akkreditierung als Mikropolitik: Zur Wirkung neuer Steuerungsinstrumente an deutschen Hochschulen*, Wiesbaden: Springer VS, 2012.
- Kultusministerkonferenz (KMK), *Einführung eines Akkreditierungsverfahrens für Bachelor-/Bakkalaureus- und Master-/Magisterstudiengänge* (Beschluss der Kultusministerkonferenz vom 3.12.1998), Bonn: KMK, 1998.
- Kultusministerkonferenz (KMK), *Weiterentwicklung der Akkreditierung in Deutschland* (Beschluss der Kultusministerkonferenz vom 15.10.2004), Bonn: KMK, 2004.
- Kultusministerkonferenz (KMK), *Qualitätssicherung*

- in der Lehre* (Beschluss der Kultusministerkonferenz vom 22.9.2005), Bonn: KMK, 2005.
- Kultusministerkonferenz (KMK), *Musterrechtsverordnung gemäß Artikel 4 Absätze 1-4 Studienakkreditierungsstaatsvertrag* (MRVO) (Beschluss der Kultusministerkonferenz vom 07.12.2017), Bonn: KMK, 2017.
- Land Nordrhein-Westfalen, *Gesetz über die Hochschulen des Landes Nordrhein-Westfalen* (NRW HG) vom 16. September 2014. (https://recht.nrw.de/lmi/owa/br_text_anzeigen?v_id=10000000000000000654) (2020年2月12日アクセス)
- Reuke, H., „Einbindung von Peers und externen Experten in die Evaluation von Studiengängen – Anforderungen der Systemakkreditierung,“ Beise, A. S. et.al. (Hrsg.), *Qualitätssicherung von Studiengängen jenseits der Programmakkreditierung - Neue Herausforderungen für Hochschulsteuerung und Organisationsentwicklung*, Hannover: Deutsches Zentrum für Hochschul- und Wissenschaftsforschung GmbH (DZHW), 2014, pp.37-41.
- Statistisches Bundesamt, *Hochschulen nach Hochschularten*. (Web) (<https://www.destatis.de/DE/Themen/Gesellschaft-Umwelt/Bildung-Forschung-Kultur/Hochschulen/Tabellen/hochschulen-hochschularten.html>) (2020年2月11日アクセス)
- Universität Duisburg-Essen (UDE), *QM-Handbuch. Instrumente, Verfahren und Strukturen zur Qualitätssicherung und Evaluation von Studium und Lehre*, Duisburg & Essen: Universität Duisburg-Essen, 2016.
- Universität Duisburg-Essen (UDE), *Universität Duisburg-Essen. In Möglichkeiten statt in Grenzen denken*, 2019. (https://www.uni-UDE.de/imperia/md/content/dokumente/ppt/ppt_presentation_ude_dt.pdf) (2020年1月27日アクセス)
- Universität Duisburg-Essen (UDE), *Hinweise zur Auswahl externer Gutachter*innen: in Rahmen der Institutionellen Evaluation von Fakultäten an der Universität Duisburg-Essen*, Duisburg & Essen: Universität Duisburg-Essen, 2019.

An Aspect of the Quality Assurance in German Higher Education: the External Experts and Internal Quality Assurance at the System-accredited Institutions

※ Akinori MATSUZAKA

[Abstract]

This article illustrates and argues how the external experts are involved in the quality assurance (QA) processes at German higher education institutions (HEIs), shedding light on those at the HEIs accredited through the system accreditation (Systemakkreditierung). System accreditation, a type of accreditation scheme, evaluates the internal quality assurance (IQA) efforts, and entitles the accredited HEIs to accredit study program autonomously. Since its start in 2008, there has been increased number of HEIs accredited through this scheme, and we can say the core in QA has been shifted from “external” to “internal”. However, given its meaning or effects including the legal one, judging quality and accrediting study program should not be “internally closed” procedures. It requires to consider the outside even when IQA is highly respected, and thus might pose a question on the “external” in IQA. Taking this for starting point, the article illustrates and summarizes the recent situation with two cases (section 1 to 3), and gives a conclusion with some notes on autonomy and objectivity in QA (section 4).

※ Associate Director, Research & Planning Division, Japan University Accreditation Association